

## キッチンカー出店等事業実施に関する覚書

小美玉市長 島田 幸三（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次のとおりキッチンカー出店等事業実施場所に関することに合意した。

（総則）

第1条 甲は、乙が次に表示する場所（以下「提供場所」という。）を使用する。

- （1）住所地 小美玉市
- （2）施設名称 小美玉市
- （3）出店場所 施設が指定する場所

2 乙は、前項の提供場所を、店舗機能を有した自動車等を使用し、施設の利用者等に飲食等を提供する事業（以下「出店等」という。）を行うことを目的として使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

（事業実施期間）

第2条 出店等の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 出店等の実施時間等は、甲の指定する時間等のとおりとする。

（出店等料）

第3条 乙は、甲に出店等料を支払うこととする。

2 出店等料は、3,000円（1日/1台又は1出店、消費税を含む）とし、乙は全額を出店等期間開始日までに甲が指定する方法により支払うものとする。この場合、口座振込を希望する場合の振込手数料は、乙の負担とする。

（提供場所使用上の注意等）

第4条 乙は、提供場所の使用にあたっては、次の各号を遵守するものとする。

- （1）残り汁等の残飯が想定されるもの及び酒類の販売はしないこと。
- （2）火気を使用する場合には、出店等日前までに消防署と協議し必要な届出及び消化器具の設置をすること。また、その他の届出、許可又は認可等が必要な場合についても、出店等日前までに当該手続を完了していること。
- （3）食品衛生法その他関係法令等を遵守すること。
- （4）出店等の申請をしたキッチンカー等を無断で変更はしないこと。
- （5）無断で出店等を取り止めることはしないこと。
- （6）出店等に係る権利は、他人に委託し又は譲渡しないこと。
- （7）キッチンカー等の搬入、搬出は、乙が行うこととし、施設利用者等の安全に最大限注意すること。
- （8）乙は、出店等実施のため使用する電気、調理用水及び排水タンク等について、乙の負担により用意すること。
- （9）出店等日は、屋外にゴミ箱を設置し、乙の販売物以外が投棄されていても持ち帰る等適正に処分すること。なお、排水についても乙が管理し、適正に処分すること。
- （10）出店等販売中は、キッチンカーのエンジンを停止すること。
- （11）出店等中にスピーカー等を使用してBGMや呼び込み等をしないこと。
- （12）提供場所の使用方法等に関する甲の注意に従って、善良な管理者の注意をもって提供場所を使用すること。
- （13）その他甲が指示する事項に従うこと。

2 乙は、提供場所を使用するにあたり、故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害賠償の責を負うものとし、甲は、一切の責を負わないものとする。

3 乙は、出店等に係る苦情等が発生した場合は、当該苦情等を解決するものとし、甲は、原

則、当該対応等には、関わらないものとする。

(甲の出店等取消権等)

第5条 甲は、乙が本覚書に違反したとき又は違反すると判断した場合は、出店等を取消し、又は停止することができる。

2 甲は、気象状況、施設の臨時休館又はその他の事情により、出店等を取消することができる。

(損害等請求の禁止)

第6条 乙は、出店等に係る損害等を甲に請求することは、できないものとする。

(協議)

第7条 甲及び乙は、本覚書の条項の解釈又は本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、民法その他法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県小美玉市堅倉 835  
小美玉市長 島田 幸三

乙